

東かがわ市告示第 61 号

東かがわ市親子関係形成支援事業実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市親子関係形成支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 21 項に規定する親子関係形成支援事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、東かがわ市とする。ただし、事業を適切に実施できると認められる事業者に対し、事業の全部又は一部の委託等を行うことができるものとする。

(対象者)

第 3 条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住する児童（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 4 条第 1 項の児童をいう。以下同じ。）を養育している家庭にあって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又はそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- (2) 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者又はそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- (3) 乳幼児健診及び乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供等により当該支援を必要と認める児童及びその保護者
- (4) その他市長が特に支援が必要と認めた者

(事業の実施)

第 4 条 対象者に対し次の各号に掲げる内容を考慮した講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し情報の交換ができる場を提供する支援プログラムを実施する。

- (1) こどもの行動の理解と要因の把握及び対応
- (2) こどもの発達・成長に応じた関係性や関わり方
- (3) 参加者同士によるピアサポート
- (4) セルフケアやこどもへの関わり方の振り返り

2 前項に規定する支援プログラムの実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 定員は 10 組程度とし、原則としてグループで実施すること。この場合において、

グループワークを行う際は、支援プログラムを利用する対象者（以下「利用者」という。）の支援ニーズに合わせて組合せを考える等、配慮すること。

- (2) 1回の講座時間は、90分から120分程度とし、全4回以上の連続講座として実施すること。
- (3) 利用者が自身の取組を通して学べるよう、学んだことを家庭で実践し、後に続くペアレント・トレーニングにおいて振り返るような機会を設ける等、配慮して実施すること。
- (4) プログラム中若しくは中断理由において他の支援が必要な状況を把握した場合又はプログラム利用後の利用者の変化等の評価において、更なる支援が必要と考えられる場合は、必要な他の支援が提供されるよう、こども家庭センター等の関係機関への連携を検討すること。

（実施者の要件）

第5条 前条に規定する支援プログラムの実施者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 児童に関わる業務に従事していた経験又は市が認める研修の受講歴若しくは資格を有し、適切に実施できると市が認めた者
- (2) 精神疾患、発達障害等に関する基礎知識があり、必要な配慮をもって接することができる者
- (3) 利用者が相互に気軽に悩み若しくは不安を相談及び共有し、又は情報交換できるよう配慮できる者
- (4) 利用者の様子の観察、記録等その他実施者のサポートを行う者を配置できる者

（費用負担）

第6条 利用者の費用負担は、原則無料とする。

（個人情報の保護及び守秘義務）

第7条 事業に従事する者（事業者を含む。）は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。